

長野県主要農作物及び伝統野菜等の種子に関する条例について

(令和元年7月16日公布、長野県条例第4号)

1 条例制定の趣旨

平成30年4月1日に「主要農作物種子法」(昭和27年制定)が廃止されたため、本県では「長野県主要農作物の種子生産に係る基本要綱」を制定し、これまでの種子供給システムを維持する体制を整備した。これにより、引き続き高品質な種子の確保と安定供給に取り組んでいるが、今後も安定的な種子の生産体制が確保されるのか県民から不安の声があることから、将来にわたって主要農作物等の種子の安定供給の仕組みをより確実なものにするため条例を制定した。

2 条例の内容

(1) 目的

主要農作物及び伝統野菜等(以下「主要農作物等」という。)の種子の生産等に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県が実施する施策その他必要な事項を定めることにより、主要農作物等の優良な種子の安定的な供給を図り、もって本県の主要農作物等の品質の確保及び安定的な生産に寄与することを目的とする。

(2) 定義(対象作物)

ア 主要農作物：稲、大麦、小麦、大豆及びそば

イ 伝統野菜等：信州の伝統野菜認定制度により認定された伝統野菜及び将来に向けて種子生産を継続する必要がある在来品種のうち知事が認めたもの

(3) 基本理念

主要農作物等の種子の生産は、優良な種子が主要農作物等の品質の確保及び安定的な生産のために欠くことのできない重要なものであり、消費者への安全で安心できる食料の安定的な供給に資するものであるという認識の下、県及び関係機関が連携して行うものとする。

(4) 県の責務及び種子管理団体等の役割

	対象者	内 容
責 務	県	・ 主要農作物等の種子の生産に関する総合的かつ計画的な施策を策定、実施 ・ 種子管理団体、種子生産者、種子生産関係団体と連携
役 割	種子管理団体 (知事が指定)	・ 主要農作物の優良な種子の安定的な供給を行う ・ 主要農作物等の種子の保存に努める
	種子生産者	・ 主要農作物等の種子の適正な栽培を行い、優良な種子の生産に努める
	種子生産関係団体	・ 県が実施する主要農作物等の種子の生産に関する施策に協力するとともに、種子生産者に対する支援に努める

(5) 主要農作物の種子の生産と安定供給

主要農作物の優良な種子の生産と安定的な供給を図るため、具体的な役割を以下のとおり規定する。

項目		実施者	内容
ア	奨励品種の決定	県（知事）	・県内に普及すべき主要農作物として生産を奨励する品種（奨励品種）を決定
イ	種子計画 ^{※1} の策定	種子管理団体	・種子生産に関する計画を知事と協議して策定
ウ	原原種の生産等	県	・原原種の生産、調達及び供給
	原種の生産等	種子管理団体	・原種の生産、調達及び供給
	種子の調達等	種子管理団体	・種子の調達、需給の調整及び備蓄
エ	種子生産ほ場の届出	種子生産者	種子を生産するほ場を知事に届出
オ	種子生産ほ場等の審査	種子生産者	・ほ場審査 ^{※2} 及び生産物審査 ^{※3} の請求
		県（知事）	・ほ場審査 ^{※2} 及び生産物審査 ^{※3} の実施
	審査証明書の交付	県（知事）	・審査の結果について審査証明書を交付

※1 種子計画：種子の需給見通し及び生産量のほか、種子生産に関し必要な事項を定めた計画

※2 ほ場審査：栽培中の主要農作物の出穂、穂ぞろい、生育状況等についての審査

※3 生産物審査：種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等についての審査

(6) 主要農作物の種子の生産に係る支援

ア 県は、種子生産者及び種子生産関係団体に対して、優良な種子の生産のために必要な助言及び指導を行う。

イ 県は、種子生産者の育成及び確保、採種の技術の継承並びに種子の生産の体制の整備に必要な施策を講ずることにより、将来にわたって優良な種子が安定的に生産できるようにする。

(7) 伝統野菜等の種子の生産等に係る支援

県は、伝統野菜等について、その生産を将来にわたって行うことができるようにするため、採種の技術の指導その他の種子の安定的な生産のために必要な施策を講ずるとともに、品種の維持のための種子の保存に対する支援を行う。

(8) 財政上の措置

県は、主要農作物等の優良な種子の生産及び安定的な供給に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

3 施行

令和2年4月1日